

●昭和 55 年香川県告示第 634 号

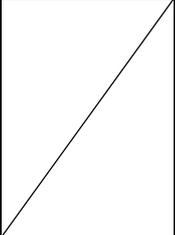
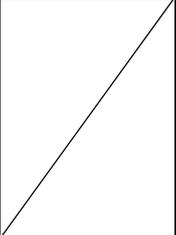
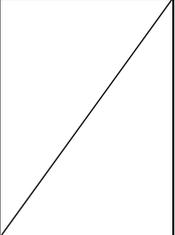
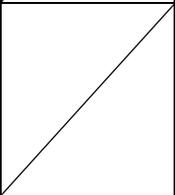
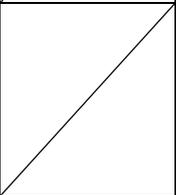
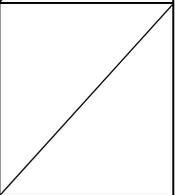
水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）第 9 条の 2 第 1 項第 2 号ただし書の規定に基づき、化学的酸素要求量に関する排出水の汚濁負荷量の測定に係る排水の期間を別表の第一欄に掲げる要件ごとに当該第二欄に掲げる排水の期間のとおり定め、昭和 55 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表中五の項に掲げる排水の期間は設置又は変更後二月を越えない期間に限り適用するものとする。

昭和 55 年 6 月 20 日

香川県知事 前 川 忠 夫

別表

要件	排水の期間			
	日平均排水量が 400m ³ 以上である指定地域内事業場に係る場合	日平均排水量が 200m ³ 以上 400m ³ 未満である指定地域内事業場に係る場合	日平均排水量が 100m ³ 以上 200m ³ 未満である指定地域内事業場に係る場合	日平均排水量が 100m ³ 未満である指定地域内事業場に係る場合
一 指定地域内事業場の規模が零細であると認められる場合	三〇日	三〇日	三〇日	
二 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在しており、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の相当程度について自動計測器等を用いて計測している場合における当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排水の場合	三〇日	三〇日	三〇日	
三 一部の小規模な生活排水等その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排水の場合	(一) 生活排水（日平均排水量が 20m ³ 未満のものに限る。）	一年	一年	一年
	(二) 生活排水（日平均排水量が 20m ³ 以上 50m ³ 未満のものに限る。）	三月	三月	三月
	(三) 生活排水（(一) 及び (二) に掲げるものを除く。）及びその他の特定排水	三〇日	三〇日	三〇日

<p>四 指定地域内事業場の設置者の責めに帰することができない原因によって総量規制基準の適用となる日までに所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合</p>	<p>七日</p>			
<p>五 新たに設置又は構造等が変更された特定施設に係る特定排水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排水の場合</p>	<p>三日</p>			
<p>六 指定地域内事業場に特定排水以外の排水の測定場所が数多く存在している場合における当該指定地域内事業場の中でも量が少ないと認められる冷却水等の特定排水以外の排水の場合</p>	<p>三月</p>	<p>三月</p>	<p>三月</p>	<p>三月</p>
<p>七 汚染状態が常に一定であると認められる特定排水以外の排水の場合</p>	<p>三〇日</p>	<p>三〇日</p>	<p>三〇日</p>	
<p>八 前各号に定めるもののほか排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合</p>	<p>七日</p>	